

# 熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和7年11月21日開催

熊取町議会

## 目

## 次

〔議員全員協議会（11月21日）〕

令和7年人事院勧告への対応について .....	1
基幹相談支援センターの設置について .....	3
学校給食におけるアレルギー対応の見直しについて .....	6
その他報告 .....	10
・ 駅下にぎわい館の開館時間等の変更について .....	11

## 議員全員協議会

月 日 令和7年11月21日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	多和本英一
	3	番	長田健太郎	4	番	石井一彰
	5	番	坂上昌史	6	番	大林隆昭
	7	番	坂上巳生男	8	番	江川慶子
	9	番	渡辺豊子	10	番	二見裕子
	13	番	田中圭介	14	番	河合弘樹

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	住民部長	山本浩義
	住民部理事	奥村光男	健康福祉部長	石川節子
	健康福祉部理事	橘和彦	教育次長	巖根晃哉
	企画財政経営課長	近藤政則	企画財政経営課参事	竹田陽介
	人事課長	大神輝光	産業振興課長	朝倉優
	障がい福祉課長	甲田陽子	学校教育課長	岡本栄治
事務局	議会事務局長	木村直義	書記	阪上高寛

案 件

- 1) 令和7年人事院勧告への対応について
- 2) 基幹相談支援センターの設置について
- 3) 学校給食におけるアレルギー対応の見直しについて
- 4) その他報告
  - ・ 駅下にぎわい館の開館時間等の変更について

議長（文野慎治君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（文野慎治君）本日の案件は、令和7年人事院勧告への対応についてほか2件、その他報告が1件であります。

発言される方は挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、案件の終わられた方は会議の途中で退出いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、令和7年人事院勧告への対応についての件を説明願います。大神人事課長。人事課長（大神輝光君）それでは、令和7年人事院勧告への対応についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

令和7年8月7日付で令和7年の人事院勧告が行われ、本町におきましては、従前より国公準拠観点の下、勧告に準じて給与制度を改定したところから、同様の対応を想定しております。

まず、令和7年の勧告から、比較対象とする企業規模が100人以上となりました。

それでは、勧告の内容について説明いたします。

人事院勧告は4点あります。

まず、1点目の月例給の引上げは、民間における初任給の動向や、人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引き上げられており、全体で平均3.3%引上げとなっております。具体的には、1級職員は5.2%から、5から7級2.8%といった改定率となっております。

続いて、2点目、ボーナスの引上げは0.05月の引上げで、4.60月を4.65月となります。引上げ分は、期末手当及び勤勉手当を0.025月分ずつ均等に配分することとし、1ページの表のとおり、12月期の期末手当は1.250月を1.275月とし、勤勉手当は1.05月を1.075月として支給することとなります。なお、令和8年度以降は、6月と12月賞与の均衡を図るために、表のとおり、期末勤勉手当の支給は0.0125月分ずつ配分することとなります。

続いて、2ページをご覧ください。

再任用職員の期末手当と勤勉手当につきましては、2ページの表に記載のとおりですが、一般職と同様の引上げとなります。

続いて、3点目、地域手当の引上げにつきましては、令和6年の人事院勧告の対応において説明のとおり、令和8年度に11%、令和9年度に12%へ段階的に引き上げられます。

続いて、4点目、通勤手当の引上げにつきましては、自動車等の交通用具を使用して通勤する職員に対する通勤手当の支給額の引上げが提言されました。

具体的には、次の3点の改正となっております。

表中、①改定後は、令和7年4月1日から、既存の距離区分における引上げとして、自動車等使用者で10キロ以上15キロ未満から60キロ以上までの距離区分の金額について引き上げられます。

表中、②改定後は、令和8年4月1日から、60キロ以上から100キロまでの距離区分につきまして、新たな距離区分が新設されます。

続いて、3ページをご覧ください。

③につきましては、令和8年4月1日から、駐車場等の利用者に対して月額5,000円を上限とする通勤手当が新設されます。

次に、2番目の熊取町の対応（案）について説明いたします。

月例給は4月1日に、賞与は12月1日に遡及して適応とします。この遡及改定につきましては、昨年度から正規職員と会計年度任用職員が対象となっております。正規職員の月例給、賞与を人事院勧告どおり対応を行った場合の影響額につきましては、月例給は約5,900万円、賞与は約2,800万円の増が見込まれます。

続きまして、会計年度任用職員の影響額について説明いたします。

会計年度任用職員の月例給につきましては、正規職員と同等の改定が必要と考えております。会計年度任用職員の単価につきましては、正規職員の給料表を用いて設定しておりますが、今回の改正後の正規職員の給料表に基づき改定を実施すると、改定率が正規職員の平均改定率である3.3%を超えるため、今年度より独自の給料表を作成し、現在の単価にプラス3.3%相当の単価となるような号給を新設することとさせていただきます。これによる会計年度任用職員の影響額は、月例給で約2,000万円、賞与は約1,200万円の増が見込まれます。

正規職員、会計年度任用職員の影響額は、総合計で約1億1,900万円が見込まれております。

続きまして、3点目、地域手当の引上げにつきましては、現行の10%が令和8年度に11%に、令和9年度に12%に段階的に引き上げる予定です。

続いて、4点目、通勤手当の引上げにつきましては、表のとおり、項目①既存の距離区分におけ

る引上げにつきましては、令和7年4月に遡及して対応することとします。

項目②新たな距離区分の新設につきましては、令和8年4月から実施します。

項目③駐車場等の利用者に対し、月額5,000円を上限とする通勤手当の新設につきましては、※③方針のとおり、公共交通機関の利用による環境負荷の少ない通勤形態の推進や環境保全の観点から慎重な検討が必要であると考えております。また、制度や仕組みにつきましても、現在不明であるため、今後の状況等、他市町の動向も踏まえながら注視し、検討してまいります。

これまで説明した本町での対応を行うため、一般職職員給与条例のほか関係条例の改正が必要となりますので、12月議会で議案上程させていただきます。

なお、支給に当たりましては、本会議で条例と補正予算をご可決賜りましたら、遡及により生じた差額につきましては、正規職員、再任用職員は12月25日に支給する予定です。会計年度任用職員につきましては、昨年と同様に、年明けの1月21日の支給で考えております。

続きまして、4ページ、特別職、議会議員の賞与についてご説明いたします。

現在の期末手当につきましては、町長が4.25月、副町長、教育長、議員各位につきましては4.55月となっております。今回の人事院勧告を踏まえ、町長を除き、職員同様に0.05月引き上げて4.6月への引上げを考えております。本年度は12月に0.05月引き上げて、令和8年度以降につきましては、6月と12月の賞与の均衡を図るため、支給割合の表に記載のとおり支給させていただくこととなります。このため、常勤特別職職員給与条例と議会議員報酬等条例の改正を12月議会で議案上程いたします。

施行日等は一般職と同じとなります。

以上をもちまして、令和7年人事院勧告への対応についての説明を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、令和7年人事院勧告への対応についての件を終了いたします。

---

議長（文野慎治君）次に、案件2、基幹相談支援センターの設置についての件を説明願います。甲田障がい福祉課長。

障がい福祉課長（甲田陽子君）それでは、基幹相談支援センターの設置についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

1つ目、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置します。

基幹相談支援センターの業務は、地域の相談支援の拠点として総合的な相談支援や専門的な相談支援及び成年後見制度利用支援事業、地域の相談支援体制の強化等を地域の実情に応じて行う機関です。

基幹相談支援センターの設置については、令和6年4月から市町村の努力義務となっており、本町の第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画の中で、令和8年度設置を目標に掲げています。本町は、現在、町と委託相談支援センターが一部基幹相談支援センターの役割を担ってきましたが、取り組めていない事業も多い状況ですので、令和8年10月の設置に向けて進めてまいります。

2つ目、くまとり相談支援あり方検討会でございますが、基幹相談支援センターの設置に向け、大阪府の障がい者相談支援アドバイザー派遣事業を活用して、月1回検討会を開催し、熊取町の委託相談と基幹相談支援センターの役割分担等について検討を行っているところです。設置形態については、法人委託に向けた検討が望ましいとされています。

3つ目、基幹相談支援センターの設置形態でございますが、以上のことを踏まえた上で、法人へ

の委託とし、また人員配置につきましては、主任相談支援専門員を専任で1名と、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職で、できれば相談支援専門員が1名、これは兼任でも可とし、2名体制を想定しています。

業務内容としましては、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化への取組、地域移行・地域定着の促進への取組、申し訳ございませんが、次ページをご覧ください。権利擁護・虐待防止への取組、町と協働した自立支援協議会の運営等による地域づくりへの取組、その他、町の実情に応じた業務について、現在、あり方検討会で精査を進めているところでございます。

なお、業務については、設置当初から全ての業務に取り組むものではなく、3年から5年をかけて徐々にその機能を高めていきたいと考えており、あり方検討会からもそのように助言をいただいているところでございます。

設置時期につきましては、令和8年10月を考えております。

4つ目、基幹相談支援センターの委託事業者につきましては、公募することを予定しており、事業者について評価を行っていただくため、選考委員会を設置します。委員のメンバーとしましては、学識経験者が3名、町職員2名での構成を考えております。

5つ目、今後のスケジュールとしましては、1月に第1回目の選考委員会を開催し、3月に公募、同時に応募を受け付けます。4月から5月にかけて選考委員会を開催し、委託事業者について選考していただきます。その後、選考委員会の助言を受け、委託先を選定し、6月に委託法人を決定します。7月から委託法人と設置に向けた調整を行い、10月に基幹相談支援センターを設置するというスケジュールで進めていきたいと考えております。

以上をもちまして、基幹相談支援センターの設置についての説明を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。石井議員。

4番（石井一彰君）すみません、何点か質問がございます。

まず、既存にある障がい者生活相談、これ既存でございますよね、この事業あるんですが、こちらはこの基幹相談支援センターができたことによって、どうされるんですか。廃止ですか、それとも統合されるのか、個別でやっていかれるんですかね。

議長（文野慎治君）甲田障がい福祉課長。

障がい福祉課長（甲田陽子君）委託相談のことでしょうかね。委託相談は、そのまま継続させていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）それでは、すみ分けしてやられるということですが、今回のこの事業、これは努力義務、設置は努力義務となっておりますね。市町村の任意事業になると思うんですが、そうなる国からの支援、補助は全くないんですかね。町の単独負担事業になるのでしょうか。

議長（文野慎治君）甲田障がい福祉課長。

障がい福祉課長（甲田陽子君）補助金自体はございまして、重層的支援体制整備事業の中に基幹相談支援センターの設置に係る基幹相談支援センター機能強化事業相当経費ということで補助金は当て込む予定にしております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。幾らかの補助金はあるということで、あとこの設置するに当たって、周辺自治体との合同設置というんですかね、広域連携というのは検討はされていないのでしょうか。

議長（文野慎治君）甲田障がい福祉課長。

障がい福祉課長（甲田陽子君）単独を考えております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）どういった、これは法人契約にするということは、なかなかそういう人材も集めにくいという事業だと思うんですね。広域連携も一つ考えられるのではないかなと思うんですけど、それはいかがでしょう。

議長（文野慎治君）橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）本町も、以前は泉佐野市、田尻町と広域で基幹センターを持っておりましてけれども、当時いろんな状況もございまして、本町はそこからは一旦離脱している状況です。

今回、議論に当たりまして、一旦熊取町単独で実施していくという前提で、あり方検討会でも協議を進めてきたところです。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。以前はやっていたということですから、いろんなメリット、デメリットがある上で、今回は単独でということだと思います。

この設置のスケジュールなんですけれども、令和8年3月に公募されて、基幹センターは10月に設置予定となっていますが、7か月間、結構タイトではないかなと思います。もし、結構多機能な分野に当たる事業、難しさあると思うんですけれども、この法人というのは、これは町内限定ですか、それとももっと広い範囲で。

議長（文野慎治君）甲田障がい福祉課長。

障がい福祉課長（甲田陽子君）町内限定とはしない予定です。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）結果として、応募が少ない、1者しか応募がなかったとかいう場合はどうされるんでしょうか。

議長（文野慎治君）甲田障がい福祉課長。

障がい福祉課長（甲田陽子君）選考委員会を設置しますので、その中で評価していただき、ちょっと評価で低い場合はお断りするというような形になるかと思います。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。じゃ、1者であろうが一応選考委員会にかけて、そこがよければそこで決まるということですね。分かりました。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）よろしくお願ひします。

この事業、以前にあったんですけども、なくなって、熊取町でされるというお話だったんですが、その辺の経過をもし教えていただけたら。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）町内の事業所が大阪府のモデルみたいなのを受けてやったことが始まりで、1市2町で共同でやっていくというのも平成18年頃から動きがありました。

その中で一緒にやってきたんですけども、やっぱり受ける中でその事業所よっての負担感が違うということと、あとは泉佐野市のほうが社協のほうに委託するということになりましたので、そうなったときに、熊取町の場合はそれと同時に、弥栄と七山と和光福祉会、3つの事業体でまずはやっていこうという機運も高まってきたという現状もありまして、熊取町の中でそこからは一回離脱してやっていこうという話になりました。それが平成27年頃やったと記憶しております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりましたというか、ちょっとそういう実態やったんだなということは一定理解しました。

この相談、とても大変な業務だと思うんですね。それで、お2人でこれを行うということで、町内に絞ったほうが対応はしやすいのかなというメリット、町内の対象者ですね、違うのかな、町外の人も相談に乗るんですか。町内ですよ。

（「町内です」の声あり）

8番（江川慶子君）ちょっと、首を横にかしげられたので、違うのかなと思って、今ちょっと聞いたんですけども、町内の方を見るのに、法人の公募は町外もありやというお話でしたよね。できれば町内のほうがいいのではないかなというのは思ったんですけども、それはもう選考委員会で決めることだということですね。分かりました。

この設置場所ですね、センターの設定場所、やっぱり受けた法人のところに置くような形をされるのでしょうか。私は、できたら庁舎、ふれあいセンターなり社協なり、その辺にあるほうがいいなど、庁舎内に近いところにあるほうがいいんじゃないかなというふうに、地域包括のように、その法人のところにあるよりは、そのほうが相談しやすいのではないかなと思ったので、ちょっと意見を言わせていただいているんですが、そういうことはまだ検討の段階には入っていないのでしょうか。

議長（文野慎治君）甲田障がい福祉課長。

障がい福祉課長（甲田陽子君）設置場所につきましては、法人との協議になるかと思っておりますけれども、ふれあいセンターに設置するというのも想定しております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。これからいろいろ話が進むということで理解しておりますので、住民が来やすい場所、そういうところでこういう支援センターができることはいいことだと思います。よろしくをお願いします。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、基幹相談支援センターの設置についての件を終了いたします。

---

議長（文野慎治君）次に、案件3、学校給食におけるアレルギー対応の見直しについての件を説明願います。岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）失礼いたします。

それでは、学校給食におけるアレルギー対応の見直しにつきましてご説明申し上げたいというふうに思います。

資料をご参照願います。

1点目、現状と課題ということでご説明いたします。

本町では、学教給食におけるアレルギー対応につきまして、平成19年度に策定しました「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」、これは令和4年度に最終の改訂をしております、に基づきまして、可能な限り児童・生徒へ給食の提供を行えるよう、多段階的な対応、メニューごとに、対象者ごとに個別に丁寧な除去対応を行ってまいりました。

しかしながら、アレルギーに対する認知は急速に深まり、対象人数が比較的多い卵あるいは乳製品等やアレルギー症状が重篤となりやすいそばや甲殻類以外にも、原因となり得る多様な食材が保護者から申告されるようになってございます。個人単位での除去管理は困難になってきていると、こういう状況にあります。

また、国（文部科学省）からは、アレルギー対応につきましては、アレルギー物質が含まれるメニューを提供するのか、しないのかの二者択一方式を原則としていこうと、こういう旨の通達が出されておりまして、大阪府もその国の通達に基づきましてアレルギー対応のマニュアルを作成し、二者択一を推奨されていると、こういう状況でございます。

2点目が直近でのアレルギー事故ということで、ご報告をいたします。

アレルギー対応につきましては、学校給食だけではなくて、修学旅行や校外学習、家庭科の調理実習など、学校行事全体の課題ということで捉えながら、取り組まれねばならないものとなってご

ざいます。

こういった中で、直近の事例ということで、平成6年度では、熊取中学校の修学旅行中におきまして1件ございました。内容的には、加工品であるソーセージを食するというので、その中に含まれる乳というものが原因であった様子でございます。

北小学校では、給食時に2件ということで、同じ児童と聞いておりますけれども、ゴマが入っておったということで、その分については対象児童が自ら除去をすることで冷やりとしたと、こういう案件でございました。

平成5年におきましては5件ということで、熊取中学校では、給食時にバターや粉チーズというものの除去食の作業をしながら、それを提供を忘れるという、非常にこちらとしては申し訳ない事案ということで起こってしまいました。

また、中央小学校では2件ということで、卵を混入している状態で提供して、自ら喫食せずということで自己除去された、あるいはホタテの貝柱という食材がございますけれども、その対象児童においては、甲殻類の除去をしてほしいという申告はあったものの、いわゆる貝柱については喫食可能だということで事前にご家族の方とやり取りをさせていただいている状況もございまして、提供しましたところ発症したと、こういった事例でございました。

北小学校におきましては、飲むヨーグルトということで、医師診断を受けて、もういけるだろうという判断をいただいた上で出てしまったと、こういった、これは予想外の案件だったかなというふうに思っております。

あるいは東小学校では小麦ということで、記載事項がもともとなかった状況だということがございました。

こういったような事故と言われるような案件がございまして、こういった非常にちょっと危険な状態というのも含めて接していく必要があるだろうというふうに思います。

あと、見直しの内容ということでご説明いたします。3番目です。

現在の複雑で事故を誘発する可能性が高い多段階方式から、二者択一方式に変更することによりまして、複雑なアレルギー対応の負担を軽減していきたい、そして事故の発生を抑止したいと、こういうことで取扱いを変更したいと、こういう内容でございます。

具体的には、除去食については、従来どおり卵と乳製品については除去の対応をしていきますけれども、それ以外の食材について見直しをかけると、こういうことでございます。

この資料にも書かせていただいておりますとおり、牛乳は、パックで今、提供しておりますので、それを飲まないよという申告は普通にたくさんいてはります。特に、乳はいろんなアレルギーの症状をお持ちの児童・生徒がいてということで、飲む牛乳は駄目だけれども、例えばクリームシチューはいけたりする、クリームシチューは駄目だけれど、チーズはいけたりすると、このような事例が各児童で、一応面談の中で把握しておりますして、それに可能な限り対応してございます。ですので、クリームシチューが駄目だったら野菜スープに変わってしまうと、こういうようなことで、今、ずっと除去を続けております。そういったことも含めて細かくしておりますが、乳と卵をこの二者択一のほうに振ってしまうと、ほとんど食べていただくものがなくなるということもありますので、乳と卵については引き続きその除去の対応をしながら、それ以外の食材について、一定コンパクトにまとめたいと、このような考えでございます。

ですので、この除外、除去していく対応、細々していたものをなくすることで、例えば今、我々が想定しているのは、給食そのものの全部がなくなるのではなくて、大おかずのこのメニューが難しいですよということになるので、その大おかず相当分の分を代替として持ってきていただくのかということが細かくご説明が必要だろうというふうに考えています。そういったことも含めまして、対象児童が、今までいけたけれども、あかんるよということが発生するので、非常にご家族の方にも負担を増やしてしまうこととなります。そういったことも含めて、あらかじめご説明させていただきながら進めていきたいと、こんな形でございます。

2ページ目、参照願います。

その影響ということで、今、アレルギー対応している児童・生徒は69名が在校生としていてはります。ですので、この69名のうち、多くは乳と卵の生徒が大きく占めているということと、申告いただいた食材、アレルギー食材は既に使っていない。例えば、エビなんかがそうなります。ですので、除外、もともと材料品として選品していませんので影響がないというようなパターンもございます。ですので、今、そういったことも含めた提供をしながら、影響がある児童・生徒については15名おられるのではないかと、こういう見込んでございます。

ただ、新規に入学される児童がまたこの4月以降参りますから、その方たちには改めてこんな制度なんだよということをご説明しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

5点目、近隣の状況でございます。

もう、見ていただいたら分かる通り、岸和田以南で多段階で対応しているのは、泉佐野市の牛乳とパンのみ除去しているということ以外は二者択一を全て採用してございまして、本町がより特徴的に細かく対応してきたという歴史はもちろん自負するところはあるんですけども、近隣の状況も含めて、いわゆる国の通達のほうを一定見ながら対応を変えてきていると。特に、貝塚市は、昨年度まで小学校の多段階の対応しておったものを、7年度から変更したというふうに聞いてございまして、そういったことも含めて、熊取町においても、安全性を高めるという意味で今回の対応を変えていきたいと、こんなふうに考えてございます。

スケジュール感につきましては、本日、議員の皆様にもご説明させていただいた後、当然保護者の方にお伝えして、丁寧に説明していく必要があるかと思っておりますので、在校生につきましては個人懇談の場であるとか、新規の入学生につきましては、今、健診をやっていますけれども、入学説明会等が年明けに控えてございますので、そういった場を活用しながら丁寧に説明して、ご理解をいただくように進めてまいりたいというふうに思います。この来年度の4月からの1学期の給食から何とか対応できないかということを考えてございまして、丁寧な説明を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましてもご理解をいただきたいと、こういう内容でございます。よろしくお願ひします。

議長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）すみません、少し発言内容を修正させていただきます。

事例のところ、令和6年度と令和5年度の分を平成と、私、言ってしまった様子ですので、令和が正しくでございます。失礼いたしました。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）ちょっとお聞きして、残念やなと思って聞いていました。うちの子もアレルギーで、大変お世話になった経験があるんですけども、今まで細かく対応してきた方が今度からできないと、それでお弁当ないし別のものに対応するというところで、15名の方が教室の中で給食と違うものを食べるという、その子どもの疎外感やとか親の朝のお弁当を作らなあかんという負担などを考えると、ちょっと大変だなと。15人といえど、誰一人取り残さないという視点で今取り組んでいる中で、この後退はちょっといかなものかなというのをすごく感じるんですが、ちょっと詳しく聞かせてください。

令和6年度と5年度の状況なんですけれども、これは、1つ目の熊取中学校の場合、修学旅行中なので、外食ということなので、どういうものが入っているかというはなかなか分かりにくかったと思ったんですが、ここに書かれているのは、喫食していない部分を除けば、皆さん発症されて病院に運ばれたとか、そういう状況だったんでしょうか。その一つ一つ、ちょっと実態を聞かせていただきたいです。

議長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）修学旅行中の児童・生徒の案件につきましては、もしかしたら熊取に帰ら

ねばならないのではないかというようなことも含めた状況があった様子ですけれども、現地にとどまりながら、休みながら、病院に行きながらということで聞いてございます。ですので、事前にいわゆるアレルギーの対応をベースとした修学旅行先の食材も、当然やり取りしておるというふうに聞いております。ですので、そのソーセージに含まれる乳、いわゆるつなぎというのか、いうところまでチェックでき切れなかったのかというような課題はあろうかと思っております。ですので、より綿密な連携が、特に修学旅行等では必要になるんだらうというふうに考えております。ですので、学校でも栄養士の先生だとか養護教諭の先生だとか、もちろん校長も含めて、慎重に議論いただきながら修学旅行に行っていると思っておりますので、その上で起こった事案ということで、防ぎ切れなかったのかという、確かにじくじたるものがあるかと思っておりますけれども、一旦こういった事例も我々としては逆に教訓にしながら対処していかんとあかんと、こんなふうに考えてございます。

あと、自ら除去した分以外の分につきましては、幾分、こう顔が赤く腫れたりだとかいうことで、病院にかかるような案件だというふうに聞いてございます。ですので、救急車に乗ったか否かはちょっと別にして、赤みがぶわつというようなことも聞いておりますので、食べてしまった児童・生徒については何らかのやっぱり体調変化があったというふうに聞いてございます。

いうことで、一つ一つの事例、細かく今ちょっとご説明、ようしない段階にありますけれども、喫食せずに自分で除去できた冷やりの案件もこちらに載せてございますので、そういったことも含めて状況をご理解いただければなというふうに思います。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

全体はちょっと分からなかったんやけれども、アナフィラキシーですか、発症して病院に運ばれて、緊急に運ばれて命の危険がというところまではいっていない事例だと理解してよろしいですか。

議長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）どの案件が命までということの評価はできませんけれども、児童・生徒にとっては、またご家族にとっては非常に大きな、僅か顔の赤みが出るだけでも大きな課題だというふうに思いますから、そこらあたりも含めて分析をしながら、今後の対応ということを考える過程でこの二者択一方式というものを、近隣の状況もお伺いしながら提案をさせていただいていると、こういうことでございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）最初に申し上げましたが、親の負担、子どもの給食を食べるときに自分だけ弁当食べないあかんとかいう、そういう疎外感なり、その子の気持ちを思うと、やはり今までどおりのやり方をぜひ、続けてもらえるものならそうしていただきたいなと思うんですが、これというのは財源的な問題もあって提案されているのでしょうか。

議長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）財源的なところの影響というものはございません。いわゆる、その多段階における調理過程でいろいろ個々対応していただいておりますので、そういった一つ一つの、より安全性を高めるという意味合いでのスタートというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

それと、その食べない日があるという事態、お弁当を持ってくるという日がある方に対しての給食費というのはどのようにお考えですか。無償化になるんやったら関係ないんやけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）まず、給食に出てまいりますいわゆる主食、ご飯あるいはパンというようなもの、プラス大おかず、小おかず、それから牛乳、あとは牛乳に代わる飲むヨーグルト、これが

大体基本のベースになります。ですので、今、この4つのいわゆる献立をまるっきり全て除去して、除去というか取りやめて弁当を持参くださいという案件はあまり想定してございません。どちらかというと、その一品、このメニューというようなイメージで今のところはいてございます。

既に牛乳、やっぱり飲めない児童が、このマニュアルの改定とは別に、いてはる状況の中では、違う飲物を持参いただいている状況でございます。ですので、みんなと違う飲物を飲んでいる生徒は既に存在しておるのは現実でございます。ですので、確かに給食の一品も出ずに弁当ということになるのであれば、そこはそこで確かに議員のおっしゃる疎外感等もちろんあるかと思えますけれども、今のところは乳と卵除去を継続することをベースにして、全てが弁当に代わるということはありません。

給食費の話につきましては、今のマニュアル上でもそうですけれども、牛乳、今こういうパックの分を一つずつ渡しているんですけれども、これ大体単価が分かりやすく計算できますので、そういった分については、これは何ぼだよという説明もしながら考えておりますけれども、いわゆるメニューの中での単価設定につきましては、非常にナーバスな問題かなというふうに考えてございますので、そこは慎重に議論せなあかんだろうと思っています。

あと、この来年度の4月から給食費というものがどんなふうに変わっていくかという制度設計が、今しているというふうに国からは説明受けておりますけれども、その内容そのものがまだ示されていない状況の中で、その対応というのがどこまで、金銭的な影響も含めて、あり得るのかということについては慎重に検討する必要がある課題だというふうに考えています。

ただ、今のところ、個々細かな一つの食材が1回提供できないということで、どこまで給食費に反映できるかということについては、試算も含めて、今ちょっと難しい状況になりますので、もうしばらく先になろうかというふうに思いますけれども、慎重に検討したいということです。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

子どもにあまり負担を与えないようにということで、よく似た色のお弁当を作るとか、私も保育所へ持っていくときにそんなふうにしたんですけれども、親の負担というのはとても感じていました。その中で、15名の見込みであるならば、配慮をちょっと続けていただいて、この給食選択制という形で、二択制ではなく今までどおり、もし15名の方の配慮だけで済むのであれば、やっていただきたいというのが私の意見なんですけど、ぜひとも親御さんやPTAの方、お子さんの方の意見を聞いて取り組んでいただきたいと思います。

議長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）ご家族の皆さんには、先ほども説明しましたとおり、懇談会等で丁寧に説明が必要だろうというふうに考えてございます。これは、学校教育課のみならず、学校全体の課題として校長先生方にももちろん詳しくご説明をし、この見解でいきたいんだということでご説明させていただきます。当然、今日を契機とした保護者の方へのアプローチになってまいりますので、そこは丁寧に積み重ねていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件3、学校給食におけるアレルギー対応の見直しについての件を終了いたします。

---

議長（文野慎治君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

続いて、その他報告が1件あります。

駅下にぎわい館の開館時間等の変更についての件を報告願います。朝倉産業振興課長。  
産業振興課長（朝倉 優君） それでは、駅下にぎわい館の開館時間等の変更につきまして、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

まず、1つ目、目的でございますが、駅下にぎわい館の開館時間及び休所日の運用を変更することにより、より効率的な施設の管理運営を行い、維持管理経費の削減を図ることを目的としております。

次に、2、開館時間でございますが、（1）現行の開館時間は午前9時から午後8時まで、土曜、日曜、祝日は午後5時までとなっております。水、木、金曜日と土、日、祝日の午前9時から午後5時までは、くまとりにぎわい観光協会が観光案内所として運営おり、月曜、火曜の終日、水、木、金の午後5時から8時は待合機能のみとして、シルバー人材センターへ委託し、運営しておるところでございます。

（2）変更案でございますが、先ほど説明いたしました開館時間のうち、シルバー人材センターへ委託している部分、お手元の資料、網かけ部分につきまして、令和8年4月からは月曜、火曜の開館部分を廃止、令和8年10月からは水、木、金の夜、夕方5時以降の開館部分を廃止と、段階的に進めてまいります。

観光案内所設置規則第5条におきましては、開館時間は午前9時から午後5時までとなっております、同規則の第6条では月曜、火曜、年末年始を休所にする旨が定められております。これまでは、待合機能の拡充といたしまして、この規則に定める開館時間外で運営を行ってきた部分を今回見直し対象としておりまして、今後は効率的な施設の管理運営を目指すものでございます。

続きまして、3番目、行革効果見込額についてでございます。

令和8年度は段階的な廃止となるため、148万3,000円の効果を見込んでおり、令和9年度は176万2,000円の削減を見込んでおります。この削減効果額は、シルバー人材センターへの委託に対するものとなっております。

なお、昨年11月以降、直近1年間のシルバー人材センターへの委託している時間帯についての利用者でございますが、全体で1万2,044人となっております、1日平均で30名程度の利用にとどまっております。また、小学生の利用は、この1年間で52名、1か月当たり4名と、ほとんど利用されておられない状況でございました。

次に、今後の実施スケジュールでございますが、この議員全員協議会でご報告させていただいた後に、駅下にぎわい館にて利用者の方々へ周知させていただくとともに、令和8年1月の広報紙にも記事を掲載する予定でございます。そして、令和8年4月からは月曜、火曜を閉館し、令和8年10月からは水、木、金の午後5時以降を閉館してまいります。

以上、説明とさせていただきます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（文野慎治君） その他報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。江川議員。

8番（江川慶子君） すみません、その他のところで質問させてもらうんやけれども、シルバー人材センターで調べた人数が全体で1万2,044名とあって、全体で調べていただいているんですけど、この中から夕方からの利用というか、今からなくなる5時から8時の間の利用というのは数えられているんでしょうか。

議長（文野慎治君） 朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君） 先ほど申し上げました1万2,044人というのは、シルバー人材センターへ委託しておる時間帯、月曜、火曜は9時から8時まで委託しておりますので、それも含めた全ての時間帯という形になっております。

以上です。

議長（文野慎治君） 江川議員。

8番（江川慶子君） 言いたかったのは、5時から8時までの間の利用者が結構いるのではないかなと、これから冬場になると寒くなるので多いのではないかなと、それが数字として出ていないかなと思っ

たので聞かせてもらったんです。把握されていないということですよ、全体のことしか。そうですね。

何か、冬季だけでも、この寒いときだけでも、ちょっと時間を延ばすとか、そういうことも検討していただいたほうが、バス待っている間に寒い思いをする人たちが結構見られますので、ちょっと今後の検討にぜひ入れてほしいなと思います。

議長（文野慎治君）朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）これまで実施してきたものを廃止する形となりますので、多少のご不便をおかけすることとなりますが、利用実績や費用対効果も勘案して、さらに厳しい財政状況からもういう削減が必要であろうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（文野慎治君）ほかにありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）今、江川議員が言われた待機時間の寒さ対策というところにつきましては、ちょっと私も住民のほうから要望を受けていまして、夏の暑いときはバス停のところでエアシャワーですか、クールダウンできるように設置していますよね。だから、今、このにぎわい館を開けることがなくても、寒さ対策が何かできるものがないかというところをちょっと別に検討していただいたらなというふうに思います。別に、そこにシルバーを配置しなくてもいい、そういう体制で、何かこう寒さ対策、防寒できるような待機場所が、待合できるような場所の確保というか、そういうものが何か検討できればいいのかなというふうに、代替案という形で検討していただけたらなというふうに要望させていただきます。

議長（文野慎治君）答弁しますか。朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）実際、鉄道を利用されている方につきましては、駅のホームのほうにも冷暖房完備された待合所がございますので、その辺りもご利用いただければと考えております。

議長（文野慎治君）いいですか。その他報告が終了いたしました。ほかに。

もうほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

議長（文野慎治君）ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「14時23分」閉会）

---

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

文野慎治